「おぢかっ子」共同育成特区

都道府県名:

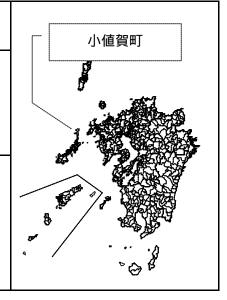
長崎県

申請主体名:

小值賀町

区域の範囲:

長崎県北松浦郡小値賀町の全域



特区の概要:

本町で毎年出生する子供の数は、ここ数年10人前後で、当然のことながら幼児の数も減少している。保育所においても、幼稚園においても10人前後のクラス編成で集団とは言えない状態にある。また、民家も各地区に点在し、同世代の子供との交流も少なく社会性が育まれ難いと言う問題も抱えている。今回の特区により、保育園児と幼稚園児が一緒に保育活動を行うことにより、子供達の活動機会の場が促進され、地域の子供は地域で育てることをモットーに、大家族的な雰囲気の中で人情味溢れる、心豊かな「おぢかっ子」の育成が図られる。

適用される規制 の特例措置:

- 適用される規制・幼稚園児と保育園児の合同活動
 - ・幼稚園と保育所の保育室の共用
 - ・幼稚園の基準面積算定方法の弾力化
 - ・保育事務の教育委員会への委任



